

堺市議会業務継続計画（議会BCP）新旧対照表（案）

現行	改正案
目次	目次
1 計画の目的・方針 1	1 計画の目的・方針 1
2 議会BCPが対象とする災害 2	2 議会BCPが対象とする災害 2
3 対象災害発生時の議員の活動原則 2	3 対象災害発生時の議員の活動原則 2
4 対象災害発生時の議会の対応原則 3	4 対象災害発生時の議会の対応原則 3
5 対策会議について 3	5 対策会議について 3
(1) 対策会議の設置基準 3	(1) 対策会議の設置基準 3
(2) 対策会議の構成 3	(2) 対策会議の構成 3
(3) 対策会議の所管事務 4	(3) 対策会議の所管事務 4
(4) 対策会議を通じた議員、市災害対策本部等への情報伝達 4	(4) 対策会議を通じた議員、市災害対策本部等への情報伝達 4
(5) その他 4	(5) その他 4
6 各組織等の関係図 6	6 各組織等の関係図 6
7 対象災害発生時の議会の初動対応 7	7 対象災害発生時の議会の初動対応 7
(1) 議員 7	(1) 議員 7
(2) 議会事務局職員 7	(2) 議会事務局職員 7
8 対象災害発生時の議会運営について（危機事象を含む） 9	8 対象災害発生時の議会運営について（危機事象を含む） 9
(1) 開会中（会議開催中）に発生した場合 9	(1) 開会中（会議開催中）に発生した場合 9
(2) 会期中の会議休暇時又は閉会中に発生した場合 11	(2) 会期中の会議休暇時又は閉会中に発生した場合 11
9 会議（本会議・委員会）開催に向けた具体的対応 12	9 会議（本会議・委員会）開催に向けた具体的対応 12
10 <u>新型コロナウイルス感染症に係る対応について</u> 13	10 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令時の対応について</u> 13
11 その他の各種対応につけて 15	11 その他の各種対応につけて 15
資料1 業務継続にかかる事項一覧 16	資料1 業務継続にかかる事項一覧 16
<u>資料2 議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合 又は濃厚接触者となった場合の基本的な対応等について</u> 20	
1～2（略）	1～2（略）

<p>3 対象災害発生時の議員の活動原則</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>新型コロナウイルス感染症</u>への対応においては、議会運営に支障をきたすことがないように自ら「感染しない」「感染させない」ための感染防止対策を徹底し、対応原則等については第 10 項において定めるものとする。なお、その他の感染症については、議長が別途定めるものとする。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>10 <u>新型コロナウイルス感染症に係る</u>対応について</p> <p>(1) 議会の対応原則</p> <p>① 議会機能を適正に果たすため、<u>議員が感染した場合又は濃厚接触者となった場合の基本的な対応を明らかにする(20 頁参照)</u>とともに、当局と感染状況や感染拡大防止に向けた取組に係る情報を共有し、協力・連携体制を整える。</p> <p>② 議長が議会事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として、「対策会議」を設置する。対策会議が設置されたときは、構成議員は同会議活動に従事する。</p> <p>③ 議会BCPが対象とする期間は、緊急事態宣言が発令されている間とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。</p> <p>また、通常体制にもどった後の議会の対応や市災害対策本部等との連携のあり方については、議長が決定する。</p> <p>(2) 対策会議の設置基準、開催方法等</p> <p>① 対策会議の設置基準</p> <p>議長は、緊急事態宣言の発令に対応して、対策会議を設置する。</p> <p>ただし、状況判断が必要なときは、議長が副議長及び議会運営委員会正副委員長と対策会議の設置について協議する。</p>	<p>3 対象災害発生時の議員の活動原則</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令時</u>の対応においては、議会運営に支障をきたすことがないように自ら「感染しない」「感染させない」ための感染防止対策を徹底し、対応原則等については第10項において定めるものとする。なお、その他の感染症については、議長が別途定めるものとする。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>10 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令時</u>の対応について</p> <p>(1) 議会の対応原則</p> <p>① 議会機能を適正に果たすため、当局と感染状況や感染拡大防止に向けた取組に係る情報を共有し、協力・連携体制を整える。</p> <p>② 議長が議会事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として、「対策会議」を設置する。対策会議が設置されたときは、構成議員は同会議活動に従事する。</p> <p>③ 議会BCPが対象とする期間は、緊急事態宣言が発令されている間とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。</p> <p>また、通常体制にもどった後の議会の対応や市災害対策本部等との連携のあり方については、議長が決定する。</p> <p>(2) 対策会議の設置基準、開催方法等</p> <p>① 対策会議の設置基準</p> <p>議長は、緊急事態宣言の発令に対応して、対策会議を設置する。</p> <p>ただし、状況判断が必要なときは、議長が副議長及び議会運営委員会正副委員長と対策会議の設置について協議する。</p>
--	---

<p>② 対策会議の開催方法 感染防止対策（消毒液の設置、マスクの着用、検温の実施）を施したうえで、対策会議を開催する。 なお、感染症においては議員が参集することで感染リスクが高まることもあるため、議長の判断において、オンラインを活用した対策会議の開催ができるものとする。</p> <p>③ 対策会議の構成 3頁と同様。</p> <p>④ 対策会議の所掌事務 4頁と同様。</p> <p>⑤ 対策会議を通じた議員、市災害対策本部等への情報伝達 4頁と同様。</p> <p>⑥ その他 4頁と同様。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 議会の初動対応 議員が感染した場合 <u>又は濃厚接触者となった場合</u>の基本的な対応等については、<u>令和2年8月24日議会運営委員会申合せ（20頁参照）</u>のとおりとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>資料1 (略)</p>	<p>② 対策会議の開催方法 感染防止対策（消毒液の設置、マスクの着用、検温<u>等</u>の実施）を施したうえで、対策会議を開催する。 なお、感染症においては議員が参集することで感染リスクが高まることもあるため、議長の判断において、オンラインを活用した対策会議の開催ができるものとする。</p> <p>③ 対策会議の構成 3頁と同様。</p> <p>④ 対策会議の所掌事務 4頁と同様。</p> <p>⑤ 対策会議を通じた議員、市災害対策本部等への情報伝達 4頁と同様。</p> <p>⑥ その他 4頁と同様。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 議会の初動対応 議員が感染した場合 <u>等</u>の基本的な対応等については、<u>対策会議において協議する。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>資料1 (略)</p>
---	--

資料 2

令和 3 年 2 月 1 5 日

議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
又は濃厚接触者となった場合の基本的な対応等について議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は濃厚接触者となった場合の、
堺市議会における基本的な対応等については、次のとおりとする。

- 1 感染者が発生した場合等における対応等について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者となった場合等の連絡
議員本人が、
 - ① 保健所または医療機関から濃厚接触者として連絡が入ったとき
 - ② 医師から PCR 検査を受けるよう指示されたとき
 - ③ PCR 検査を希望し、PCR 検査を受けるとき
 - ④ PCR 検査または抗原検査を受け、検査の結果が出たとき
 は、直ちに議会事務局総務課に連絡するものとする。
(※ 土曜・日曜・祝日・夜間についても、同様の対応とする。)
 - (2) 確認事項等 (様式 1 参照)
議会事務局総務課は、議員本人から上記 (1) の連絡を受けたときは、次の事項について確認するものとする。
 - ・ 感染者又は濃厚接触者となったことが明らかとなった日時
 - ・ 議会フロア内における滞在や活動の状況、立ち寄った場所などの詳細
 - ・ PCR 検査を受ける日及び検査結果が出る日
 - ・ その他、保健所から聞き取られた内容
 - (3) 確認結果を踏まえた対応 (正副議長等への連絡、消毒の実施等)
上記 (2) 確認後、議会事務局総務課は、次のとおり対応するものとする。
 - ・ 議長が、その都度、状況に応じて連絡範囲を判断する。
 - ・ 確認結果等から、感染者が長時間滞在した諸室を中心に議会フロア内の消毒を実施し、状況により、感染拡大防止のため、議会フロア内の使用を制限
※ その際は全議員にメールにて通知
 - ・ 保健所の調査 (濃厚接触者の特定、消毒場所の確定) に協力
 - (4) 感染者に関する報道提供 (資料提供、堺市ホームページへの掲載)
議会事務局総務課は、議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、支障がない限り、大阪府報道発表後に、次の情報を報道提供するものとする。
 - ・ 氏名 (議員個々の判断による)
 - ・ 年齢 (年代)
 - ・ 経過、症状
 - ・ 主な行動歴
 - ・ その他必要な事項
- 2 堺市議会災害対策会議について
定例会会期中に議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、議員及び理事者の感染拡大防止に係る対応の状況等を踏まえ、堺市議会災害対策会議の設置について、議長が判断するものとする。
- 3 その他
 - ・ 日頃から感染防止の取組みと体調管理を徹底すること。
 - ・ 発熱や咳などの症状がある場合は、登庁を自粛し、医療機関を受診すること。

様式 1

取扱注意

議会事務局総務課長 宛て

「新型コロナウイルス感染症への感染に関する報告」について
(第一報(濃厚接触者となったとき)・第二報(PCR検査の結果が判明したとき))

■報告者

議員氏名	(連絡先)
------	-------

■経過・症状、主な行動歴等(必要に応じて加工して使用してください)

(濃厚接触者となった日)
令和 年 月 日
(現在の症状)
<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 どのような症状か ()
(症状が出た日)
令和 年 月 日
(医療機関を受診した日、病院名)
令和 年 月 日 病院名 ()
(PCR検査を受ける日)
令和 年 月 日
(PCR検査の結果が出る日)
令和 年 月 日
(保健所から指示のあった自宅待機期間)
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(濃厚接触者となった日以降の登庁状況)
(濃厚接触者となった日以降の市民・当局対応の有無、有の場合はその対応状況)
<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 その対応状況は ()
(主な行動歴)
(濃厚接触者の有無、有の場合は濃厚接触の状況)
<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 濃厚接触の状況は ()
(その他、保健所から聞き取られた内容)

<報告先> 議会事務局 総務課
 F A X 072-228-7881
 メールアドレス giso@city.sakai.lg.jp
 T E L 072-228-7811